

神奈川県

環境部工業保安課

高圧ガス販売事業所における地震防災総点検マニュアル

平成 7 年 3 月

はじめに

本県は、過去に幾度かの大規模地震に見舞われており、現在では、東海地震及び南関東地震の発生が危惧され、さらに県西部地震の切迫性が指摘されているなかで、地震防災対策の推進は急務となっております。

本年1月に発生した都市直下型の兵庫県南部地震では、五千名を超える尊い人命が失われたことをはじめとし、鉄道・道路・橋梁等の損壊、建築物の倒壊、ガス・電気・水道等ライフラインの機能マヒなど大きな被害を受けました。高圧ガス販売事業所の被害状況は、事務所、店舗の大破が11%、容器置場の大破が5%に及びました。

このような状況の中にあって、本県では、高圧ガス施設等の地震対策について、高圧ガス施設等耐震設計基準による施設の耐震化等の指導を進めてまいりましたが、ハード、ソフト両面にわたり、より完成度の高いものにしたいと考えております。

今後の地震対策の課題として、兵庫県南部地震のような突発的な大規模地震が発生したとしても、そのときの状況において、可能な限りの対応が行えるよう、事前に体制、対策を整えておき、地震発生時の被害拡大の防止、

二次災害の防止を図ることが重要です。また、地震発生直後の対応は、本来、消費事業所自身で対応することが大切ですが、消費事業所のみにより、万全を期せるものでなく、販売事業者は、高圧ガスの供給者として、消費事業所の対応を支援するため、高圧ガス販売事業者による地震時における消費事業所の対応について、消費事業所への周知、啓発が必要です。

このことからこのたび、高圧ガス販売事業所における地震防災体制について、今後、充実強化を図っていただくため、事業者自らが点検を行う「高圧ガス販売事業所における地震防災総点検マニュアル」を作成しました。

このマニュアルが、高圧ガス販売事業所において十分活用され、地震防災対策がより一層向上されることを心から期待します。

平成7年3月

神奈川県環境部
工業保安課長 佐藤正幸

目 次

総 則		
1	適用範囲	1
2	点検の視点	1
3	点検方法	1
本 編		
	高圧ガス販売事業者の日常の準備事項	
1	地震に関する想定	2
2	地震防災組織の整備	2
3	地震防災組織の業務	3
4	従業員の動員	4
5	非常通報体制	5
6	関連協力会社等との連携	6
7	被害情報の収集、伝達	6
8	供給先リストの整備	7
9	緊急点検、応急復旧対象施設の重要度による区分	7
10	緊急点検、応急復旧の作業マニュアル	8
11	緊急点検、応急復旧用資機材	9
12	地震防災教育・訓練	10
	高圧ガス販売事業者の設備対策	
1	消費設備	11
2	容器置場（販売施設）	11
	高圧ガス販売事業者の消費事業所への啓発活動	
1	消費事業所への啓発	12
資 料		13

総 則

1 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス取締法の販売事業所のうち、毒性ガス、可燃性ガス、酸素のいずれかを販売する販売事業所に適用します。

2 点検の視点

このマニュアルで評価するにあたって想定する地震の規模は、東海地震、南関東地震、県西部地震など事業所周辺で震度6から7の地震があったと想定して評価をしてください。

3 点検方法

販売事業者の経営者自らが販売主任等とのプロジェクトチームを設け十分な検討を行い、各点検内容の評価及び目標達成期限の設定を行ってください。

(1) 評価

点検結果は「点検内容」ごとに、A、B、Cの3段階で行うものとします。

A ---- 良 好 ----- チェック欄にAと記入、さらに具体的内容（マニュアル名等）を記入

B ---- おおむね良好 ----- チェック欄にB及び不備内容を記入

C ---- 改善を要するもの ----- チェック欄にCと記入

(2) 目標達成期限

点検の結果、B又はCと評価された「点検内容」については、Aに改善するまでの目標達成期限を長期間を要するものであっても3年を目標達成期限とし、目標達成期限欄の該当する数字に 印をつけてください。

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
6 関連協力会社等との連携	<p>関連協力会社（卸売、容器配送委託事業所及び高圧ガス設備工事業所等）と次の事項について、応援協定が締結されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急点検、応急復旧資機材等の提供 ・ 応援要員の派遣 		1 2 3	
7 被害情報の収集、伝達	<p>複数の情報収集経路により、情報を確実に収集できますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ ・ ポケットベル、携帯電話 ・ 協会本部、支部 ・ 伝令 <p>事業所の従業員は、勤務中及び自動参集の出勤途上において、可能な限り被害状況、交通状況等被害に関する情報の収集に努める。</p> <p>情報の正確な把握のため、収集及び伝達に関する際の様式を作成していますか。</p>		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
8 供給先リストの整備	<p>供給先リスト及び消費先の配管図面が整備され、所定の場所に保管していますか。</p> <p>供給先周辺の地図が整備され、所定の場所に保管していますか。</p>		1 2 3	
9 緊急点検、応急復旧対象施設の重要度による区分	<p>緊急点検、応急復旧を実施する対象施設の順位は重要度によりあらかじめ供給先リストから区分し、緊急点検、応急復旧の優先順位を定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な緊急点検の順位 <ul style="list-style-type: none"> 毒性ガスの消費設備 医療用ガスの消費設備 在宅医療の酸素設備 可燃性ガスの消費設備 ・基本的的な応急復旧の順位 <ul style="list-style-type: none"> 医療用ガスの消費設備 在宅医療の酸素設備 可燃性ガス、毒性ガスの消費設備 		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
11 緊急点検、応急復旧用 資機材	<p>緊急点検、応急復旧にあたっては、随時、適切な情報を消費事業所に提供するためのマニュアルは整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス供給を停止していること及び点検完了時までのガス使用禁止 ・ ガスが使用できる時期 ・ 火気の使用禁止 		1 2 3	
	<p>緊急点検、応急復旧用の次の資機材等は整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐圧、気密試験器具、ガス漏れ検知器 ・ 工具類 ・ 配管資材、調整器 ・ 車両（単車、自転車を含む） 		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
12 地震防災教育・訓練	<p>地震防災意識の高揚を図るため、従業員に教育・訓練実施を実施していますか。</p> <p>事業所の教育・訓練（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地震に関する知識 イ 地震災害対策本部の設置訓練 ウ 地震災害応急活動の役割分担 エ 勤務時間外における地震発生時の自動参集訓練 オ 緊急点検、応急復旧訓練 カ 通報、連絡訓練 キ 応急供給訓練 <p>他機関と連携した教育・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 高圧ガス地震緊急措置訓練（県主催）への参加 イ 市（区）町村防災訓練への参加 ウ 地域自主防災組織防災訓練への参加 		1 2 3	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
<p>高圧ガス販売事業者の設備 対策</p> <p>1 消費設備</p> <p>2 容器置場（販売施設）</p>	<p>容器の転倒、転落防止措置を講じていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器底部に対し十分な広さを有するコンクリート板の上に設置 ・ 落下物による影響のない場所に設置 ・ 容器固定用架台を固定して設置 ・ シリンダーキャビネットの固定 ・ 容器は1本ごとに鎖掛け <p>施錠された容器置場からの消費設備には、容器置場外の配管に閉止弁を設置していますか。</p> <p>消費設備には、緊急連絡先を明示していますか。</p> <p>容器置場は、高圧ガス貯蔵基準に適合していますか。</p> <p>容器の貯蔵方法は、耐震性を図るために次の措置を講じていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の転倒、転落防止措置 ・ 容器は1段積み 		<p>1 2 3</p> <p>1 2 3</p> <p>1 2 3</p> <p>1 2 3</p> <p>1 2 3</p>	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	目標達成期限	備 考
<p>高圧ガス販売事業者の 消費者への啓発活動</p> <p>1 消費者への啓発</p>	<p>周知文書交付時、消費設備の点検等、機会のあるごとに地震発生時の対応等を啓発していますか。</p> <p>周知内容（例）</p> <p>ア 地震時には消費設備の使用を中止し、容器バルブを閉めること。</p> <p>イ 大きな地震のときは、消費設備からのガス漏れの恐れがあることから、販売事業者又は設備工事事業者に連絡して点検を受けてから使用すること。</p> <p>ウ 消費事業所には、高圧ガスの保安管理組織を設け、容器管理責任者を定めること。</p> <p>エ 毒性ガスの漏洩時の措置方法</p> <p>オ 日常の点検を実施し、ガス漏れ等異常を発見したときは使用を中止し、容器バルブ等を閉めて販売事業者に連絡すること。</p> <p>カ 高圧ガスを取り扱う従業員に対する年一回以上の高圧ガス保安に関する教育の実施。</p> <p>キ 関係法令や県で定めた指導基準などの周知。</p>		1 2 3	

資 料

- 1 かながわの地震対策 [神奈川県地震災害対策計画一概要版 -] (平成6年2月 神奈川県)
- 2 高圧ガス地震防災規程細則規範 (昭和54年11月 神奈川県)
- 3 高圧ガス貯蔵基準 (昭和57年4月改訂 神奈川県)
- 4 塩素消費基準 (昭和55年4月 神奈川県)
- 5 アセチレン消費基準 (昭和56年9月 神奈川県)
- 6 アンモニア消費基準 (昭和57年3月 神奈川県)
- 7 塩化水素、硫化水素、亜硫酸ガス、酸化工チレン消費基準 (昭和58年3月 神奈川県)
- 8 高圧ガス容器適性管理指針 (平成元年9月 神奈川県)